

令和3年度京都府相談支援従事者現任研修 開催要綱

- 趣 旨** 委託及び指定相談支援事業所において相談支援専門員としてケアマネジメント業務に従事しており、一定の経験を有する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援を行うための援助技術、支援方法等の資質向上を図ることを目的として開催する。
- 主 催** 京都府
- 研修実施機関** (福) 京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター
- 定 員** 250名
※定員を超える申し込みがある場合は、資格取得年度等を考慮して、受講者の調整を行うことがあります。

5 日程及び会場

		日程	時間	会場
1日目	講義	WEB講義 ※右記期間中に7時間程度の動画を視聴後、課題を提出いただきます。	9月中旬～10月中旬	—
2日目	演習	令和3年11月16日(火)	9:30～16:30	みやこめっせ 1階第2展示場
3日目		令和3年12月7日(火)	9:30～16:30	
4日目		令和4年1月17日(月)	9:30～17:00	

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、研修日時を変更、延期または中止する場合がありますので、御了承ください。

※1日目の講義については、「3つの密」を防ぐ目的から、指定期間内にインターネットを通して各自で動画を視聴後レポートに取り組んでいただき、その提出内容をもって受講確認・修了認定を行います。受講環境が整っていない場合、他の受講方法を検討いたしますので、参加申込書「受講環境」について御記入ください。

※全日程、全科目及び全時間の参加が必要です。一部でも参加ができなくなった場合は以後の研修受講は認められません。また、資料代の返金もできません。

※講義・演習とも、詳細については「受講決定通知」でお知らせします。

6 受講要件および実務経験要件

下記受講要件および実務経験要件を満たす者を受講の対象とします。

【受講要件】

相談支援従事者初任者研修を修了し、※¹相談支援専門員の資格を取得した者のうち、資格の有効期限(5年)内にあり、以下の(1)又は(2)の要件を満たす者。

- (1) 委託及び指定相談支援事業所において、相談支援専門員として配置されている者(ケアマネジメント業務を行っている者)
- (2) 居宅介護事業所・重度訪問介護事業所等で、今後相談支援を実施する具体的な予定のある事業所に所属する者

【実務経験要件】

現任研修の受講にあたっては、下記の(ア)又は(イ)の実務経験要件を満たすことが必要ですが、※²経過措置の対象となる方は実務経験不問となります。

- (ア) 受講開始前、過去5年間に通算2年以上の相談支援の実務経験がある。

ただし、初任者研修終了後、初回の現任研修受講にあたっては、必ず上記要件を満たす必要があります。

(イ) 現に相談支援業務に従事している。

<※1 相談支援専門員の資格取得及び更新、再取得について>

○取得…京都府の場合「相談支援従事者初任者研修」の※3 3日コース及び演習コース（令和元年度まで実施の旧カリキュラムにおいては6日コース）を修了し、相談支援専門員になるための実務要件を満たした者。

※3 3日コースのみ修了の場合は、相談支援専門員の資格を取得したことにはなりません。

○更新…資格取得の翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、「相談支援従事者現任研修」を修了されないと資格が失効します。

詳しくは下表にて御確認ください。

○再取得…資格失効後、新たに相談支援専門員の資格を取得されたい場合は再度「相談支援従事者初任者研修」を受講する必要があります。

<※2 経過措置および対象者について《必ず御確認ください》>

2020年の制度改正により、経過措置として2015（平成27）年度～2019（平成31）年度に本研修及び初任者研修、主任研修を修了された方であって、2020（令和2）～2024（令和6）年度中に、はじめて本研修を受講される方にあたっては上記の実務経験は不問となります。詳しくは下表にて御確認ください。

なお、次回更新時には実務経験要件が適用されますので御留意ください。

制度改正の詳細は別紙「相談支援専門員の研修制度の見直しについて」を御確認ください。

【初任者研修修了年度による現任研修受講のイメージ】

初任者研修修了年度	現任研修1回目	現任研修2回目	現任研修3回目
平成21年度	平成22年度～平成26年度	平成27年度～平成31年度	令和2年度～令和6年度
平成22年度	平成23年度～平成27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度
平成23年度	平成24年度～平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度
平成24年度	平成25年度～平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度
平成25年度	平成26年度～平成30年度	平成31年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度
平成26年度	平成27年度～平成31年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度
平成27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度
平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度
平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度
平成30年度	平成31年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度
平成31年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度
令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度

※太字にて標記した部分が今年度の受講該当者です。

※平成23年度または平成28年度に「相談支援従事者初任者研修」を修了された方で各回目の現任研修未受講の方は、今回の研修を修了されないと**資格失効**となります。御留意ください。

※ 枠で囲ってある部分については、**実務経験要件（ア）又は（イ）が必要**となります。

※年度とは、4月1日～翌年の3月31日までの期間を指します。

7 資料代 4,000円

※受講料を納入された後、受講されなかった場合でも、返金には応じられませんので予め御了承ください。

8 受講申込方法及び受講の可否について

(1) 受講申込方法

- ・別添参加申込書により、**令和3年7月26日(月)《必着》**までに郵送でお申込みください。
- ・申込書には、①相談支援従事者**初任者研修の修了証書の写し**及び②過去に相談支援現任研修受講済みの場合は**現任研修の修了証書の写し**を併せて添付してください。
- ・なお受講配慮欄に事前に記載がない場合は、受講に必要な配慮・対応ができない場合がありますので、希望される場合は必ず記載してください。

【申込書送付先】《申込者共通》

※配達記録が残る郵送方法(簡易書留、特定記録郵便等)で御提出ください。

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター 研修課宛

(※現任研修の受講申込は市町村担当課での取りまとめではありませんので、御注意ください。)

(2) 受講の可否について

- ・受講の可否については、**令和3年8月31日(火)**までに所属事業所宛に御案内いたします。
8月31日(火)を過ぎても受講可否の連絡が届かない場合は、至急京都府福祉人材・研修センター(TEL:075-252-6296)まで御連絡ください。
- ・申込多数の場合は、受講できない場合もありますので御了承ください。

9 修了証書について

- ・研修修了が認定された者には、研修最終日に京都府から修了証書が交付されます。
- ・修了証書には氏名及び生年月日を記入しますので、受講申込書は楷書で読みやすく記載してください。
- ・研修修了のためには全日程、全科目、全時間の出席が必要です。原則として、欠席はもちろん、早退、遅刻、長時間の途中離席がある場合は修了認定ができません。また、主催者及び実施団体において受講態度が不良と判断した場合も修了認定ができません。
- ・修了認定ができなくなった場合は、その時点以後の受講をお断りします。
- ・本研修を複数年にわたって履修することは認めておりません。単年度で全日程を受講する必要があります。

10 事前課題について

- ・研修1日目(WEB講義内)で示される事前課題(2~4日目演習課題)に取り組んでいただきます。詳しくは、受講決定の際にお知らせします。指定する日時までに課題を提出できない場合は修了の認定ができません。
- ・演習は作成した事前課題に基づいて実施いたしますので、当日、事前課題をお持ちいただけなかった場合には、演習に参加できないことがあります。

11 その他

(1) 感染拡大防止対策について

- ・研修実施においては感染拡大防止に努めます。
(マスク着用の徹底、会場での検温、アルコール消毒の実施、学習環境の整備、等)
- ・合わせて、事前に受講者の皆様に感染拡大防止に関する御案内をいたしますので、御協力をお願いいたします。

(2) 会場について

- ・会場規模が大きいため、個々人に合わせた温度調整ができないことがあります。着脱しやすい衣服で調整をお願いいたします。

(3) 昼食について

- ・昼食は各自御用意願います。

(4) 荒天時の対応について

- ・悪天候が予測される場合の対応については、社会福祉法人京都府社会福祉協議会のホームページ (<http://www.kyoshakyo.or.jp/>) 内の「講座・研修・イベント情報」のページにおいて掲載いたします。
- ・悪天候等の影響により主催者において研修が実施不可と判断した場合、後日主催者において指定する日に振り替えることがあります。

(5) 個人情報の取り扱いについて

「参加申込書」に記載された個人情報は、当研修の適切かつ円滑な実施の目的のみに利用させていただきます。また、各市町村役場に申込及び修了の状況等を通知しますので御承知おきください。

＜お問合せ先＞ 〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都B1F
京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター研修課
TEL:075-252-6296 / FAX:075-252-6312

【研修会場：みやこめっせ 地図】

